

## 米軍人によるひき逃げ事件及び飲酒運転等に対する意見書

去る12月4日の沖縄市美里で発生したひき逃げ事件で、12月11日、沖縄県警は在沖米海兵隊キャンプコートニー所属の少佐を自動車運転処罰法違反（過失致傷）と道交法違反（事故不申告、救護義務違反）の疑いで書類送検するとの報道があった。

同容疑者は、容疑を認めているが、被害者は意識不明の重体となっており、軍の中でも指導的な立場にある少佐が被害者を救命すべく行動をとらなかったことは、沖縄県民の人権を無視した行為であり、極めて遺憾であると同時に、激しい怒りと憤りを覚える。

在沖米軍は、11月26日、米軍人による事件・事故が減少したとして、軍人・軍属の外出・基地外飲酒の制限に関する勤務時間外行動指針（リバティー制度）を12月9日から緩和することを県に報告した。

その直後の11月28日には、酒に酔った状態の嘉手納航空基地所属の1等軍曹が北谷町において住居侵入容疑で現行犯逮捕された。また、12月5日には、本市川田の県道33号で、道交法違反（酒気帯び運転）の容疑で在沖米海軍艦隊司令部所属の2等兵曹が逮捕され、さらにその翌日には宜野湾市においても道交法違反（酒気帯び運転）の容疑で2米兵が逮捕されるなど、11日間で4件の事件・事故が相次いで発生している。

今回の相次ぐ事件・事故中3件は、外出制限のない2等軍曹以上の指導的立場の軍人が起こしており、リバティー制度の規制の効果に疑問を持たざるを得ない。

こうした状況の中、リバティー制度は規制を強化すべきであり、12月9日から緩和したことは、市民・県民に大きな不安と恐怖を与えるものであり、到底容認できるものではない。

よって、うるま市議会は市民・県民の生命・財産・人権を守る立場から、米軍人による事件・事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

### 記

1. 被害者への謝罪と完全な補償を行うこと。
2. 事件の再発防止、綱紀粛正を徹底的に実施すること。
3. 米軍人に対する国内法（道交法等）の教育の徹底強化を図ること。
4. 勤務時間外行動指針（リバティー制度）を効果ある規制にすること。
5. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣  
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長 沖縄県知事

